

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第58号）の施行期日は、平成22年4月1日とする。